

令和6年度 とやま食材レストランコラボフェア in ジャカルタ

参加募集要項

1. 事業目的

ASEAN 諸国の主要都市の中でも、インドネシアの首都ジャカルタは、人口約1千万人であり、一人当たり GDP が約1万9000ドルという大規模な市場です。また、現地の日本食は人気が高く、ジャカルタ市内には400軒以上の日本食レストランがあります。しかし、食品輸入規制やハラール対応の問題から、日本からの農林水産物輸出は他のASEAN諸国に比べて進展が遅れています。

インドネシアへの輸入規制が少ない業務用途向けの輸出拡大を目指し、現地の有名な和食レストランと連携して、富山県産の食材を活用した新メニューの開発や提供、試食商談会を実施します。それにより富山県産品の認知度やブランド力の向上を図り、現地での販路拡大促進を目指します。

2. 事業概要

以下(1)及び(2)の富山県産品の海外に向けた販路開拓プロモーションを実施します。

(1) 現地和食レストランでのとやまフェア

現地有名和食レストランにて、1か月程度とやまフェアを開催し、県産品を使ったメニューの提供・PRによる認知度向上を図るとともに、マーケティング調査を行い、現地の消費者の反応を得ることで、今後の現地における販路拡大に繋がります。

<場所>

名称：Okuzono Japanese Dining

住所：10, Jl. Suryo No.1, RT.10/RW.3, Rw. Bar., Kec. Kby. Baru, Kota Jakarta Selatan,
Daerah Khusus Ibukota Jakarta 12180

URL： <https://business.google.com/v/okuzono-japanese-dining/012752673079481382224/a37f/>

【レストランに関して】

2015年に開店以来、ジャカルタの現地富裕層から絶大な支持を得ている和食レストラン。日本の四季を取り入れつつ、現地の食材も取り入れながら、現地の人々にも受け入れられる本物の和食を提供。2019年にはExquisite Awards 2019のFavorite Restaurant 部門1位グランプリ受賞。また日本人ヘッドシェフ・ホール責任者が在籍しており、現地進出の際の市場調査等を実施するには最適なレストラン。

<対象品目>

食品・鮮魚・加工魚類、酒類等

- 常温品・冷蔵品・冷凍品いずれも可。ただし、本事業後の販売活動を見据えて、対象品目・価格帯等により、適切な温度帯を選択することを推奨
- 価格帯目安は業務用につき、商材により幅広く検討が可能
- インドネシア輸入規制をクリアしているもの（参加条件を必ずご参照ください）

<定員/品目数>

4社/8品目程度（1社/2品目前後）

※定員を超えた場合は、現地市場動向等を踏まえ、売上が期待できる商品を中心に、運営委託先及び実施店舗により選定をさせていただきます。（現地市場動向は、事前説明会にてご説明します。）

<取引方法>

買取方式（サンプル品を除く）

※買取価格に関しては、販路開拓プロモーション後の販売を見据えて、現地での状況に合わせた価格設定を参加事業者と相談の上決定させていただきます。

※サンプル品は商品に応じて、輸出準備用、メニュー開発用等に一定数量のご提供をお願いいたします。

<プロモーション>

店頭でのとやまフェアメニュー、POP、SNS を活用した PR 投稿等を実施

(2) 商談会

現地在住のバイヤー等との商談会を実施いたします。レストランでの県産品フェアの結果を活用し、商談成約率の向上を目指します。

<開催時期>

2025 年 1 月頃

<開催方法>

インドネシア国内又は、オンラインにて実施 ※選択制

※オンラインで参加の際は、必要機器及び設備（インターネット接続環境、パソコンまたは携帯端末）、ヘッド（イヤ）ホン、カメラ等）をご準備ください。

<商談先>

インドネシア国内のバイヤー（飲食業、卸売業等）

<その他>

商談には運営委託先の関係者も参加し、商談をサポートします。

○事業説明会について

事業説明会を下記の日程で実施します。本事業の事業概要のほか、運営委託先および現地のレストランシェフからの現地の最新動向についてご説明いたします。

日時：令和6年7月23日（火）14時～ 1時間程度（質疑応答含む）

場所：オンライン開催

申込期限：令和6年7月22日（月）17時迄

申込方法：下記のWEB申込フォーム URL または QR コードからお申し込みください。

<https://x.gd/RofZV>



3. 事業スケジュール（予定）

本事業のスケジュールは下記をご参照ください。下線部分は参加企業様にご対応頂く項目となります。

7月23日（火）	<u>事前説明会</u>
8月頃	<u>サンプル発送（サンプル発送は、商品に応じて複数回お願いさせていただきます）</u>
	<u>参加企業決定</u>
9月～10月頃	メニュー開発
12月～1月頃	フェア開催
1月頃	<u>商談会の実施</u>
2月頃	<u>アフターフォロー等</u>

4. 参加条件

- (1) サンプル品（輸出準備用、メニュー開発用等）の提供にご協力いただけること。（フェア本番で使用する商品については買取方式となります）
- (2) 商品の売価設定を現地での状況に合わせた価格の設定にご協力いただけること
- (3) 採択された商品を国内指定場所へ納品いただけること
- (4) 富山県内に主たる事務所又は事業所（＝本社登記が県内）を有していること。
- (5) 富山県内の原材料を使用又は県内で生産、加工された製品であること。
- (6) インドネシアの規制等をクリアしていること。
詳細はJETRO HP等をご参照ください。なお、個別相談も承ります。
<https://www.jetro.go.jp/world/asia/idn/foods/exportguide/>
- (7) 参加商品の輸出入手続きに係る必要な商品情報の提供等の各種資料のための資料作成（画像及び動画や文字情報の提供等）及び必要書類（日本語・英語）の準備を遅滞なくご協力いただけること。
- (8) 事業実施後も成果把握等のために実施する各種アンケートやヒアリング等にご対応いただけること。

5. 参加企業の費用負担

参加費無料。但し、下記（２）にかかる費用についてはご負担いただきます。

(1) 主催者が負担するもの

- 富山県産品フェアの開催及びオンライン商談会事業実施全般
（スペース借上料、店舗装飾、広告宣伝、アンケート作成・実施、報告書作成・フィードバック、商談マッチング、フォローアップ 等）
- 日本国内指定場所からインドネシアへの参加商品及びサンプルの海上輸送に係る経費
（航空便による輸送費は参加企業負担）

(2) 参加企業にご負担いただくもの

- サンプルで使用する商品
- 日本国内指定場所までの上記商品の輸送費
- 輸出にかかる各種証明書の取得費用（衛生証明書、産地証明等、現地規制に応じて必要になるものがあれば）
※酒類は輸出に際して必須となる現地認証申請に別途 USD2,500 程度費用が掛かります。
- その他、上記（１）以外の経費

6. 事業受託先

United Trading Service 株式会社（沖縄県浦添市内間 4-5-37 1F）

URL : <https://united-trading-service.com>

7. 参加申し込み

令和6年8月23日（金）17時必着

参加をご希望される方は、「参加申込書」に記載事項を記入し、Eメールにてお申し込みください。様式は下記公式サイトからダウンロードできます

【お申込み・お問い合わせ先】

公式サイト： <https://www.near21.jp/kan/info/2024/jakarta.html>



(公財)富山県新世紀産業機構 アジア経済交流センター（担当：片口、槻尾）

Tel: 076-432-1321 E-mail: asia@tonio.or.jp

URL: <https://www.near21.jp/>

8. 留意事項

- (1) ご提供いただいた参加商品は現地レストランでの県産品フェア及びオンライン商談用サンプルとして使用いたします。原則、本事業終了後の参加商品の返品はいたしません。現地に参加商品が届いた時点で商品の一部減失、破損、欠損が生じていた場合や、通関を通らない等によって参加商品が現地に届かずプロモーションができなくなった場合でも、一切の責任を負わないものとします。
- (2) 参加商品選考後であっても、事業参加者が本応募要項記載の参加条件を満たしていないことが判明した場合、参加をお断りする場合があります。
- (3) 本事業にて、万が一事業参加者が損害や不利益を被る事態が生じたとしても、当機構の故意または重過失によるものを除き、当機構はその責任を負わないものとします。
- (4) 本事業にて、事業参加者自らが製造、加工又は原材料、賞味期限の一定の表示に関して、万一商品の瑕疵により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、過失の有無、第三者の翻訳の差異にかかわらず、これによって生じた損害については、当機構はその責任を負わないものとします。
- (5) 本事業実施期間内及びその前後を通じて発生した事故、盗難、損傷等のいかなる損害についても、当機構の故意または重過失による場合を除き、当機構はその責任を負わないものとします。
- (6) 社会紛争、天災、行政または司法による判断、テロリズム、現地政治情勢の変動その他不可抗力により、本事業の全部または一部の実施が不能または困難となった場合には、参加企業が被る損害について当機構はその責任を負わないものとします。
- (7) 新型コロナウイルスの感染状況及びその他の諸事情により、事業の全部又は一部が中止、あるいは延期となる場合があります。その場合、参加者負担の賠償等については対応できませんので、予めご了承ください。

(本事業は、中小企業地域資源活用等促進事業助成金を活用した事業です。)